

令和3年度 スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金の概要

宮城県建築住宅センターは、家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減、及び災害時にも電気や熱を確保できる住まい(スマートエネルギー住宅)の普及を図るため、以下の補助対象設備等の導入又は施工をする方に対して、その費用の一部を補助します。

みやぎ環境税活用事業

1 補助対象設備等

補助対象設備等		補助額・率
創エネ	①太陽光発電システム	通常型:4万円/件 ZEH型:8万円/件
	②地中熱ヒートポンプシステム	補助対象経費の1/5(上限50万円)
蓄エネ	③蓄電池	6万円/件
	④V2H(住宅用外部給電機器)	6万円/件
省エネ	⑤家庭用燃料電池(エネファーム)	12万円/件
	⑥既存住宅省エネルギー改修※	改修部位・範囲により 2千円~10万円

※省エネ改修に該当する工事を実施する場合、国のグリーン住宅ポイント制度が併用利用できる可能性がございます。

2 補助対象者

次の(1)から(4)までの全てを満たす方

(1)宮城県内に住所を有する個人

(法人又は個人事業主(以下、「法人等」という)の代表者が居住する住宅に限り、法人等の名義で申請することもできます。)

(2)全ての県税に未納がないこと

(3)暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと

(4)太陽光発電システムの場合、「みやぎスマエネ倶楽部」に参加すること

3 基準日と募集期間

募集区分	対象となる基準日※1の期間	受付期間(12日間)	予算額※2
一次募集	令和2年12月1日 ~令和3年4月30日	令和3年5月17日(月)~5月28日(金)	108,360,000円
二次募集	令和3年5月1日~8月31日	令和3年8月30日(月)~9月10日(金)	85,140,000円
三次募集	令和3年9月1日~11月30日	令和3年11月29日(月)~12月10日(金)	64,500,000円

※1 基準日とは、太陽光は電力受給開始日、省エネ改修及び地中熱は工事完了日、その他の設備は引渡日を指します(特例あり)。基準日に対応する受付期間にしか申込みができませんので、必ず申込みの前に基準日をご確認ください。

※2 各募集区分の申請総額が予算額を上回った場合は、抽選により交付対象者を決定いたします。

お申込みの前に、必ず手引きで基準等の詳細をご確認ください。

補助金の申請先・お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 住宅保証課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20 ふるさとビル6階

TEL 022-265-3605 FAX 022-213-2789

ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp> メールアドレス sumaene@mkj.or.jp

お願い:新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申請や相談のために窓口にお越しいただくことは、極力ご遠慮ください。お越しいただく必要がある場合は、事前のご予約をお願いいたします。

令和2年度からの変更点(概要)

申請区分	令和2年度の内容	令和3年度の内容
募集回数 (共通)	年 4 回(対象基準月は下記のとおり) 1 次:12~4 月、2次:5~7 月、3 次:8~9 月、4 次:10~11 月	年 3 回(対象基準月は下記のとおり) 1 次:12~4 月、2次:5~8 月、3 次:9~11 月
申請書(共通)	申請者押印が必要	申請者の押印不要
併用住宅及び住宅用途以外の離れがある場合(共通)	【補助要件】 併用部分、または、離れにある住居用途以外の部分に、設置した設備等から発電した電気が供給できる場合は対象外。	【補助要件】 併用部分、または、離れにある住居用途以外の部分に、設置した設備等から発電した電気が供給できる場合であっても、 <u>住宅用途の面積が全体の過半を占めている場合は申請可。</u> (登記にて確認)
太陽光発電システム (太陽光共通)	【補助要件】 固定価格買取制度(FIT 制度)に基づく売電の契約を締結していること。(受給契約確認書の提出が必須)	【補助要件】 <u>系統連系していること。</u> (売電契約を締結している場合は受給契約確認書、締結していない場合は系統連系に関する通知書等の提出が必須)
蓄電池 V2H エネファーム	【基準日】 領収書等に記載の領収日 【特例】 以下に該当する場合は基準日を読み替える(①は蓄電池及びV2Hのみ) ①領収日がR1.6.1~R1.11.30、かつ太陽光の受給開始日がR1.12.1 以降の場合は、受給開始日を基準日とする。 ②新築住宅に設置する場合で、領収日に従った受付期間の時点では、住宅の引渡が完了していない場合は、住宅の引渡日を基準日とする。	【基準日】 保証書(新築住宅の場合は住宅引渡証明書)に記載の引渡日 【特例】以下に該当する場合は基準日を読み替える(②は蓄電池及びV2Hのみ) ①引渡日が R1.12.1~R2.11.30、かつ、設備の領収日が R2.12.1 以降の場合は、 <u>設備の領収日を基準日とする。</u> ②太陽光と設備を同時設置し、引渡日が R1.12.1~R2.11.30、かつ、太陽光の受給開始日が R2.12.1 以降の場合は、 <u>受給開始日を基準日とする。</u> 【提出物】 領収書は不要(領収日による特例適用の場合を除く)
省エネ改修	【補助要件】 ①申請対象なる部屋等(同一区画)に設置されている、 <u>全ての窓等の断熱性能が基準値を満たさなければ、その部屋等は申請できない。</u> ②断熱性能の地域区分は、栗原市の一部地域のみ 3 地域、その他は 4 地域。 ③ガラス交換の場合、対象となるガラスの面積は 0.2 m ² 以上	【補助要件】 ①個々の窓等が基準値を満たしていれば、 <u>同じ部屋等(同一区画)に設置している他の窓等の状況に関わりなく申請可。</u> ②断熱性能の地域区分は、七ヶ宿町は3地域、仙台市・多賀城市・山元町は5地域、その他は4地域。(熱貫流率等の基準値については、令和2年度の基準を採用。) ③ガラス交換の場合、対象となるガラスの面積は 0.1 m ² 以上(グリーン住宅ポイントと同じ基準) 【提出物】 既存住宅であることを確認する書類(例;建物登記原本、固定資産税通知書の写し等)は不要